

厚生労働省

資料4

第25回障害者政策委員会
～障害者基本計画 6 - (3) - 1について～
(通訳介助員の養成と派遣について)

平成27年8月31日
厚生労働省

通訳介助員の養成と派遣について

門川委員

通訳介助員の養成と派遣について、まず養成については59カ所という数字があがっていますが、〔略〕その内訳はどのようになるのでしょうか。もう一つ、専門性の高い支援者の派遣ということで、要するに、盲ろう者についていうと通訳介助員の派遣と理解しますが、〔略〕どのように内訳が考えられるのか教えてください。

回答

盲ろう者向け通訳介助員の養成を実施している59自治体の内訳は以下の通り。

- ・都道府県 45自治体
- ・指定都市 8自治体
- ・中核市 6自治体

専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業では、手話通訳者・要約筆記者の広域的な派遣や盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を実施しているところ。これまでその内訳については把握できていなかったが、平成26年度の実績からは、把握できるように調査を実施しており、10月頃ご報告いたしたい。